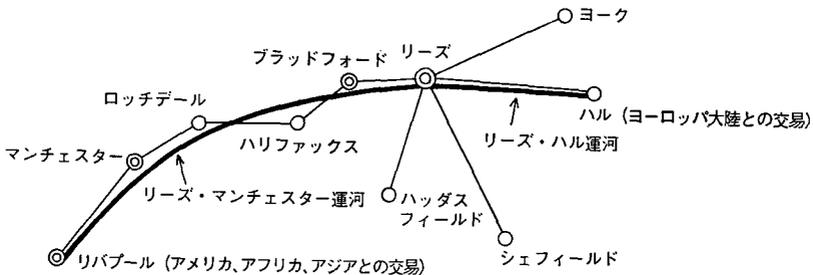


ブラッドフォード「再考」

中 川 雄一郎

(I)

私は、1985年3月から翌86年3月までの1年間を在外研究員として北部イングランドの「産業革命都市」ブラッドフォードで過ごした。北部イングランド諸都市（図参照）は、中世都市ヨークを別にすれば、1760年代を起点とする産業革命の「激変」の只中で形成されたのであるが、その中でも、リーズ、マンチェスターそしてブラッドフォードはまさに「産業革命都市」と称されるにふさわしい成長を遂げた大都市であった。リーズ及びマンチェスターは現在でもその威容を誇っている。他方、ハリファックス、ロッチデール、ハッダスフィールドといった中小都市も三大都市に劣らない「変化」を経験しただけでなく、特に労働組合運動や協同組合運動の領域においては先駆的役割さえ果たしたのである。リーズとブラッドフォードを中心とするウエスト・ライディングとマンチェスターとの境界を成すロッチデールは、世界に冠たるあの有名な近代協同組合の創始、「ロッチデール公正先駆者組合」（1844年）を生み出し、またチャーティスト運動や10時間法運動の要衝としてその名をイギリス中に馳せたのである。ハリファックスはといえば、1812～13年にピークに達したラダ



イツ運動のもっとも激しかった地域の一つであった。イギリス近代史の一齣をこれらの大中小都市が、ある時は英雄的な「ティエール・ゼタ」として、またある時は嘆き悲しむ「プロレタリアート」として演じてきたのだと思うと、そして、現代のイギリスがそのように演じられた一齣ひと齣を引きつって歩いていると思うと、イギリス協同組合（思想）の研究を続けてきた私が、これらの産業革命都市を文字通り「まほろば」と見なしたのは自然なことであったと思われるのである。

ところで、私の在外研究のテーマは『キリスト教社会主義と協同組合』であった。私の協同組合（思想）研究は、一応、「ロッチデール公正先駆者組合」までなんとか進んできたので、次には—— G. D. H. コールの展開にならって——「キリスト教社会主義運動」にその歩みを進ませようと考えていた。勿論、在外研究をそのための好機と位置づけて、「準備万端……」のはずであった。だが、その準備段階で私が手にし得たものは、C. E. ラベンの *Chrintian Socialism 1848—1864*、T. クリステンセンの *Origin and History of Christian Socialism 1848—64*、P. N. バックストロームの *Christian Socialism and Co-operation in Victorian England* の三冊の書物とマイクロフィルムで私自身が持っていた *The Christian Socialst: A Journal of Association* (Nov. 1850—Dec. 1851) にすぎなかった。日本ではこのキリスト教社会主義の研究はほとんど無視されてきた（その理由については、拙稿、*J. M. Ludlow and E. V. Neale: the Influence of the Christian Socialism on the Co-operative Movement*, 明大社研欧文紀要 Vol. 9, No. 3. を参照）こともあって、他の多くの文献や原資料に接することはほとんど不可能な状況であった。そこで私は、主に原資料に接するために、留学先をロンドンあるいはその近隣に在る大学にしようと考えた。当初、経営学部の岩内亮一先生の紹介を戴いて、ブライトンに在るサセックス大学と数回連絡を取り合ったが、いくつかの条件が折り合わず、結局サセックス大学を諦めることにした。ブライトンは、ロンドンに近いというだけでなく、「貧民のための医者」W. キングの指導したブライトン消費者協同組合（1827～30年）に代表される

ように、「先駆者組合」生誕の思想的、運動的契機を提供した歴史的な地でもあったし、さらにサセックス大学には、J. F. C. ハリソンは退官されたとはいえ、協同組合運動史・思想の研究者がおり、私のテーマにとって申し分ない、と思っただけに少々残念であった。しかし、そうであれば、次に考えられる目的地は北部イングランドである。幸運にも——と私は何十遍もくり返したいが——相談に応じてくれた British Council はブラッドフォード大学平和研究学部 (the School of Peace Studies, the University of Bradford) の Dr. T. ウッドハウス (Thomas Woodhouse) に連絡をとるよう示唆してくれた。——私の留学希望に対するウッドハウス氏の手紙には、私を客員研究員として平和研究学部のスタッフに加えることのできる旨が書かれていた。安堵したことは言うまでもない。

しかしながら、恥かしいことに、その当時私はブラッドフォードについてきわめて限られた知識しか持っていなかった (基本的には現在もそうであるかも知れないが)。従って私は何よりもまず、自分の研究に関わる視点からブラッドフォードについての知識をつめ込まなければならぬと考えたのである。

3月30日、ブラッドフォード着。その後、学部スタッフの方々への挨拶や研究室その他の施設の説明などの私自身の用事や住宅、子供たちの小学校入学の手続きなど生活上の細々した用事を済ませた4月中葉頃から5月中葉までの約1ヶ月の間、私はブラッドフォード大学図書館 (J. B. プリーストリー記念図書館) に通い、ブラッドフォードの近現代史を勉強した。今振り返ってみると、この短期間の勉強は、私の研究のための肥料となったように思える。まさに、「急がば回れ」である。「産業革命の時代」という「時代的雰囲気」を感じ取ることをこの勉強は教えてくれたのである。

これから記す「ブラッドフォード『再考』」は、その時に整理したノートの一部である。しかも、紙幅の都合で1825年の大ストライキを中心に述べるにすぎず、従って、「再考」とするには大いに気がひけるのであるが、ブラッドフォードの「みやげ話」程度の意味であると思って戴ければ幸いである。

それでもやはり、ブラッドフォードを知らずしてブラッドフォードに行きそ

して生活した私が、日本でブラッドフォードについて何がしかのことを記すことは、ブラッドフォードに対する義務のように思えてならないのである。

(II)

私の研究テーマ『キリスト教社会主義と協同組合』の時代（背景）はいわゆる「ヴィクトリアン・エイジ」である。この言葉は、それだけで「時代を語る」のであるが、しかし、この「黄金時代」はヴィクトリア女王が即位した1837年から1901年まで60年以上の長きにわたっており、そしてこの間に、イギリスは「世界の支配者」として、国内的、国際的にさまざまな経験をし、新たな諸矛盾が社会的にうっ積し、かつまた爆発した時代でもあった。従って、「ヴィクトリアン・エイジ」という時代を一括して時代概念化するのには困難であり、それ故に、この時代は前・中・後期に分けられるのが一般的である。私のテーマは、その意味では、「ヴィクトリア中期」の前半といった時代区分に属する。しかも、F. D. モウリスとJ. M. ラドローなどの指導の下でキリスト教社会主義者たちが協同組合運動（Associative Movement）を展開した1848年から54年のわずか6年間にすぎない（ただし、キリスト教社会主義思想は20世紀初期に到るまでイギリス協同組合運動に影響を及ぼし続けた）。

とはいえ、長いヴィクトリア時代のうちのこの短い6年間は、イギリス近現代史のいわば「転換期」を成した、と言って差し支えないように思われる。既に1846年に穀物法が廃止され、ブルジョワジーは土地所有階級に対して経済的勝利を決定的なものにしていたのであるが、「最後のチャーチスト運動」が1848年に終焉する（キリスト教社会主義運動は「反チャーチスト」の立場から開始された——拙稿、*The Central Co-operative Agency and E. V. Neale's Economic Theory*, 政経論叢 Vol. 54, No. 4/6. を参照）ことによって、資本の労働に対する決定的優位性をブルジョワジーは確定することができたし、また翌49年の航海条例廃止（54年に完全廃止）と51年の大博覧会はブルジョアジーの「全的支配」を誰の目にも明らかにしたのである。52年に成立した協同組合の「マグナ・カルタ」といわれる『産業及び節約組合法』は、一

つは、ウィッグに対するトーリーの抵抗——トーリー民主主義の実行——によって得られた賜物であるが、しかしもう一つは、ブルジョアジーの「余裕」と労働者のポリティクスの変化の賜物でもあった（この組合法の成立に対するラドロウやE. V. ニールなどのキリスト教社会主義者たちの貢献は言うまでもないが、J. S. ミルの貢献も特記される）。要するに、この短い期間はイギリス社会の階級関係の完全な確立を典型的に明示したのであり、従ってこの時期はイギリス産業革命の完了を印す時期として語られるのである。

(III)

ヴィクトリアンの黄金時代を準備したのは、それに先立つ「産業革命」であった。そしてこの産業革命の一翼をブラッドフォードはウーステッド生産を通じて担ったのである。18世紀末から19世紀初期にかけて一定の発展をみたブラッドフォードのウーステッド産業は、ヴィクトリアン前期に入ると、新しい繊維、機械、織布の導入によって一層の飛躍を実現し、またそれにつれてブラッドフォード自体も小さな市場町から「大英帝国史上まれに見る現象の一つ」といわれる程の大都市に成長していった。

1810年にブラッドフォードには5つの紡績工場があり、総計120馬力の能力を有していたが、織布と同様に紡績においても依然として家内制的生産が支配的であった。しかしながら、1820年頃になるとブラッドフォードの家内制的紡績生産はほぼ消滅し、代って工場における紡績の機械化と生産の集積が起り、「ブラッドフォードはイギリスウーステッド産業の中心としてのその優越性」を主張しはじめていったのである。

紡績の機械化は、周知の通り、紡績工のライフ・スタイルを決定的に変えた。今や女性と子供が成年男子に代って「工場の過酷な要求」に応えるようになり、同時に、女性が家庭から離れざるを得なくなったというまさにそのことが、この時代にあっては、労働者の家庭生活と社会生活に弊害的影響を及ぼしたのである。しかも、紡績工のこのような変化は、梳毛工と織布工の労働と生活の「変化」の前兆でもあったのである。

織布工程の機械化は、確かに1820年代から30年代かけて行われていったのであるが、他方、この間に紡績生産の集積によって家内制的織布の量は漸減していった。1820年代に織布は、紡績工場に附属する仕事場で行われるのが一般的になっていったからである。こうなると、これまで「家内労働者」として労働時間をコントロールできた織布工は、今や監督の指揮の下に置かれ、次第に「独立労働者」としての地位を失っていくことになる。

他方、梳毛工程が本格的に機械化されたのは、織布の場合よりも更に遅い1840年代になってからのことである。しかしながら、既にそれ以前に、梳毛工にあっても、織布工と同様、彼らの社会的地位が紡績の機械化によって変えられつつあった。というのは、紡績の機械化生産の集積は梳き分けられた羊毛製品の需要を大いに増大させたのであるが、既存の梳毛工だけではこの需要に応じることができず、新参の梳毛工が養成されていったからである。梳毛工の社会的地位を法律的に保証してきた「7年徒弟規則」(the Seven years Apprenticeship Rule) はもはや実施不可能になった。梳毛工と織布工に対する需要の増大はブラッドフォードの人口の大幅な増加に反映されている。

1801年——13,264人

1811年——16,012人

1821年——26,304人

1831年——43,527人

新たに養成された多数の梳毛工は、紡績工場附属の仕事場で労働するのではなく、彼らの雇主が提供する道具で、彼ら自身の仕事場(workshop)で労働し、従って、附属の仕事場は漸次消滅していったのであるが、それに応じて親方梳毛工は単なる職人に零落し、上層移動の機会は、かくして、全くなくなってしまった。この過程は1815年から30年にかけてもっとも急速に進行した。

1825年頃になると、ブラッドフォードのウーステッド産業は、特に織布と梳毛の工程において、機械化への「過渡的状态」に入った。ブラッドフォードに動力織機が導入されたのは1822年ズプリー(リーズ・リバプール運河沿いの古い市場町)においてであるが、この時には手織工の一団がこの機械を破壊して

しまった。その2年後に再び動力織機が、またその後に梳毛機が導入されたのであるが、その数は多くはなかった。しかしながら、先に述べたように、既にこの時期には、ウーステッド産業の梳毛工と織布工のライフ・スタイルは確実に変化を被っており、「独立労働者」としての彼らの社会的地位が脅やかされつつあった。1825年に起った大ストライキはウーステッド産業のかかる過渡的状态に相応するものであったのである。

「団結禁止法」が廃止された2ヶ月後、即ち1824年8月にマニンガム地区の37人の織布工が労働組合を結成したが、この組合はたちまちのうちにブラッドフォードの他の地区に拡がった。その年の末には、梳毛工も組合を結成し、翌年に入ると両組合はいくつかの事柄について共同闘争の態勢をとり、そして残存している親方職人たちもこれらの組合に加わって彼らの地位を維持しようとした。

さて、両組合は23の企業に対して「梳毛工と織布工の賃金問題」を検討する機会をもちたい旨を申し入れた。組合の意図は、この段階では、「賃金引き上げ」にではなく、「賃金の均等化」にあった。まさにこの点にウーステッド産業における梳毛工と織布工の機械化に対する警戒心とその産業の発展の「過渡的段階」を見ることができるのであるが、それはさておき、「賃金の均等化」要求は、機械の導入が結果的に工場所有者にとって大きな利益とならないことを明確にしようとするものであった。要するに、手労働にせよ機械にせよ、生産された1単位当りの賃金で支払われる量、即ち、1単位の価格は同一水準にあるべきだ、と労働者は要求したのである。雇主側はこの要求を無視した。そこで工場に雇用されている梳毛工と織布工はブラッドフォードで連続的に集会を開き、「賃金引き上げ」の要求を決議した。雇主側はこの要求も拒否した。6月8日、労働者はストライキに入った。

ストライキは、雇主側が組合の存在そのものに反対した時、即ち、「組合に所属する梳毛工と織布工を雇用しない」ことを決定した時にブラッドフォードのすべての工場に拡大した。これに対して、雇主側はいくつかの組合攻撃を試みた。一つは、組合員の妻や子供の紡績工を雇用しない、というものであり、

二つには、組合脱退の宣言書にサインしない親方梳毛工に下請けの仕事させない、というものであった。しかし、これらの攻撃は、労働者側の団結によって打ち破られたため、雇主側は第三の攻撃に打って出た。8月いっぱい全工場を閉鎖する、というロック・アウト作戦である。この作戦については、雇主側の意見も分れたが、結局、賛成34・反対9で決行された。

9月に入ると雇主側はさらに、ウエスト・ライディングの他の地域のウーステッド工場所有者に対して、ブラッドフォードのストライカーを支援している各地域の労働者や組合に圧力をかけるよう要請した。しかし、この要請による攻撃も成功したとはいえなかった。隣の都市リーズでは、雇主側が梳毛工の賃金引き下げを狙っている、と組合に受けとられ、梳毛工がストライキに突入した。しかし、ハリファックスやキースリーでは、ストライカー支援の労働者に対する解雇が実際に起った。

こういう状況の下で雇主側が採った最後の攻撃は、梳毛工と織布工とを分断することであった。確かに、この攻撃が成功する余地はあった。というのは、相対的には、梳毛工の賃金は比較的安定しており、それに対して織布工のそれは実質的に減少しつつあったからである。しかし、ストライカーたちはさまざまな圧力や誘惑や攻撃に屈しなかった。リーズ・マーキュリー紙はこう記している。

「梳毛工たちは、たとえ彼らの賃金引き上げの要が受け入れられたとしても、もし親方たち（雇主側一中川）が織布工の要求する賃金引き上げに同意しないならば、自分たちの仕事に戻ることを拒否するよう
に思われるのである。」

ストライキは23週もの長きにわたった。この間、ストライカーやその家族は大きな経済的困難を被ったが、それでも「組合を放棄せよ」という雇主側の要求には断乎として応じない強い意思を示した。雇主側は、組合の組織的アビリティとストライカーたちのウーステッド労働者という同じ感情の深さを読みとれなかったのである。この点もまたウーステッド産業の発展の過渡的段階を示すものといえよう。

ブラッドフォードの大ストライキは11月の初めに終結した。この終結をもたらした一つの要因は、雇主側が事実上労働組合を承認したことであった。労働者の賃金引き上げの要求は、結局、実現されなかったとはいえ、その後のウーステッド産業の浮沈に伴う困苦を被りつつも、梳毛工や織布工は、この「労働組合の承認」を基礎に、1830年代及び40年代の労働・政治運動、反穀物法運動やチャーティスト運動のバックボーンになっていったのである。

ところで、この大ストライキのさ中に重要な「副産物」が生み出されたことに注目しておく必要がある。それは、労働者生産協同組合（Workers' Cooperation）の思想がこのストライキの一つの思想を成していった、ということである。先に触れたように、産業革命の進展のなかで、梳毛工と織布工の社会的地位は脅やかされていったのであるが、彼らのこの「地位の回復」期待こそストライキの「見えざる推進力」であったといえるのである。彼らは、彼らの地位の降下を正しくも彼ら自身による「労働過程のコントロール」の喪失に基因すると考えた。そこで梳毛工たちは、彼らの資金をプールして彼ら自身の工場（workshop）の設立を提案した。しかし、この提案が明らかに「伝統的な梳毛業」の再構成であったことに留意すべきであろう。、そうであっても、彼らとしては彼ら自身による彼ら自身の「労働過程のコントロール」のみが彼らの地位の回復をもたらす、と考えたのである。「労働の社会化」や「生産の社会化」に基づく「直接に社会化された労働」という概念は、ウーステッド産業の「過渡的状态」の下では未だ期待すべくもなかったが、それでもとにかく、ストライカーの頭の中に協同組合による「労働過程のコントロール」が浮び出ていたことだけは確かである。

「何人かの労働者が尋ねた。一体梳毛工の基金はどの位手元にあるのか、と。そこで彼らは工場建設の妥当性を具進した。この重大な時に彼らに工場建設用地がある人物から提供された。テスター（ストライキ委員会書記・梳毛工）は、基礎工事やその他の建設のために、職人たちがかかる目的達成に彼らの余暇を喜んで振り向けてくれるだろうと確信していた。」

実際のところ、組合の財政記録は、10組の梳毛具が購入されたことを明示しているし、^{ユニオン・コミッティ}組合委員会発行の第6文書も「来週われわれはわれわれ自身のために製造を開始するだろう」と予告している。

しかしながら、工場の設立を証明する証拠は見当らない。とはいえ、このような労働者生産協同組合思想がウーステッド産業の一定の発展に対する労働者の側での意識の対応であったことは十分考えられうる。というのは、この協同組合思想がストライカーたちの「レッセフェールに対する知的批判」に基礎づけられていたからである。第8文書は、労働（力）が一つの商品であるという考え、またその価格が不変の市場法則によって決定されるという考えを非難して次のように述べている。

「いかなる場合でも、賃金それ自体が労働市場の状態に応じて上昇したり下落したりするのは当然のことだというのは、賃金はほっておかれるべきである、というのと同じことではないか。こんなことはわれわれには実にノンセンスに思われるのである。」

ストライカーたちにとって、賃金問題は単なる賃金の多寡の問題ではなく、直接彼らの社会的地位＝労働のコントロールの問題に結びついていた。それだけにまた、単純な「労働価値」論を主張することになってしまう。テスターは言う。「社会のうちでヨリ有用な部分は労働者である。親方（資本家—中川）の享受と快楽に寄与しているのは彼ら労働者である。そうであればこそ、ある程度の丁重さが労働者に払われてもしかるべきである。」

テスターのこの主張に見られるように、ストライカーたちの意志を支えた一つの要素は「正義」というモラルであった。彼らは、この「正義」に基づいて労働者の道徳的価値と権利を正当化させてきたのである。ストライキ委員会が絶えず暴力行為に反対したのも基本的にこの「正義」のモラル化であったのである。しかしながら、注目すべきことは、この「正義」がW. トンプソン（『富の分配の研究』）やT. ホジスキンの（『労働擁護論』）の「全労働収益権」論に結びついていったことである。テスターが労働者に向けて発行した Trade News Paperは、ホジスキンの『労働擁護論』を詳細に吟味して掲載した。その意味

で、ブラッドフォードの大ストライキは（ホジスキンの理論をどの程度理解していたかということをお問ねねばならないのではあるが）ホジスキンの理論の最初の「实际的適用」といえないこともないかも知れない（この点は興味ある研究対象である）。トンプソンやホジスキンの協同組合によって労働者階級の失われた「権利と財産」を回復しようとしたように、1825年のブラッドフォードのストライカーたちも労働者生産協同組合に彼らの期待をかけたことだろうと思われるのである。

以上ここに記したことは、私のノートの一部である。「宗教」、「レジャー」、「選挙法改正（1832年及び67年）」、「独立労働党」、そして「最後の博愛主義的資本家＝タイタス・ソルト」についても各々簡単にではあるがノートにしたためておいた。これらについて触れる機会もまたあることだろうと思う。「1825年の大ストライキ」を含めた各項目のノートは、何よりも私の協同組合思想研究の滋養にすぎないが、始めに述べたように、「ブラッドフォードを語る」のは私の義務だと思っているので、この機会を借りて「再考」してみた次第である。

(1987・2・21)